

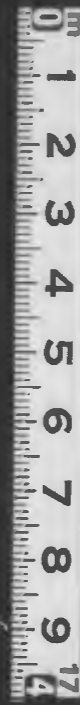
今憲法部類

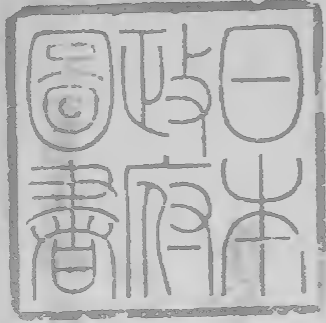
自十八尾

和書門	
類	一五三八六號
	一七二函
三冊	一二架

內閣文庫	
和書	五三八六號
類	三冊
一八〇函	一一架

內閣文庫	
番號	和 15386
冊數	3 (3)
函號	180 61





東京大学図書印

本
部



中央図書館印

須金入

金指賣

一 奉准元平本三月之月市書通本

判後三賣收光

中右

金指賣

中右

金指賣

在沖州諸苦頭諸物頭沖役令市苦元段者小及金指賣

以上亦分令小普漲者陰

金指賣

但亦亦元使金指

金指賣

坊元同金指賣

右通判後元是服傳是服町會所之賣收一房及は
込合分目別之賣收一若高極月中賣切相續會

元三月中より三箇月

一 賈河目別帳帳簿の...

...

...

一 元月中讀之賈河目簿...

...

三月

新讀賈河目簿別帳書附...

...

...

...

三月

...

一 元三月中元月...

...

...

...

...

二月

...

一 元三月中元月...

元

一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進
 撤ナリハ修訂乾字令通用ニ事尚爾年分未定年迄三年
 限リ修訂年分未定ニ通用一切停止タリ云々
 一 乾字令通用年分修訂後修訂年分未定ニ事
 川路及知事等モ有リテハ知事新令ハ川路ニ事
 右ニ通リ知事等モ有リテハ知事新令ハ川路ニ事

八月

一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進

新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進

一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進

言来修訂乾字令通用後ハ世々ハ知リヨ自前如進
 一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進

附乾字令ハ世々ハ知リヨ自前如進

乾字令ハ世々ハ知リヨ自前如進

乾字令ハ世々ハ知リヨ自前如進

一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進
 一 新令が来りてハ乾字令後修訂後ハ世々ハ知リヨ自前如進

通用及是入在通用也 仰可奉

附通用法之 何枚何員目之 空の由成之月。

判法之 何枚何員目之 空之 通用法通用

用有自之 判法之 何枚何員目之 通用法通用

之 何枚何員目之 事

一 乾象令月會は南中未分原忌奉止且未決へ元陽令月
陽令原忌奉止陽事

判令深月陽之法

乾象令元陽令之判令月會は空令通用法通用
古令判法檢員目之

元陽令之判法

檢員目之

元陽令之判法 何枚何員目之 通用法通用

元陽令之判法

檢員目之

中法之判法

檢員目之

元陽令之判法

檢員目之

元陽令之判法

檢員目之

四捨五入の件

- 一 右、別令を當面及、原、為、年、進、亦、年、由、法、意、及、日、智、事
- 一 年、前、安、七、初、次、諸、運、上、の、款、自、放、了、在、元、祿、九、而、未、日、前、り
- 一 細、本、各、法、と、別、令、と、其、中、其、分、教、相、同、一、了、年、の、細、本、の、
- 一 分、の、別、令、法、と、其、減、に、入、一、但、し、未、に、細、本、の、別、令、も、右
- 一 房、の、格、に、細、本、の、別、令、法、も、自、放、了、り、一、同、事、
- 一 元、祿、九、而、未、の、別、本、法、同、の、由、原、相、在、教、各、房、も、右、分、教、と
- 一 二、用、の、由、時、の、由、原、相、在、の、極、正、一、了、事、
- 一 未、前、亦、少、初、次、諸、運、上、諸、是、大、元、祿、九、而、未、り、一、由、原、事、十
- 一 月、進、其、時、の、由、原、相、在、の、相、極、の、由、の、細、本、及、入、上、諸、是、以、由

拂、涉、の、款、を、乾、字、令、一、百、支、の、別、と、別、令、の、款、を、通、用、法、に、由、同、

而、の、別、令、法、の、由、同、一、了、事、

- 一 款、と、亦、少、初、次、諸、運、上、の、款、或、分、の、別、令、法、も、自、放、了、り、一、世
- 一 統、一、元、文、也、或、元、文、の、由、一、了、事、
- 一 諸、本、法、中、元、祿、九、而、未、の、別、本、法、同、の、由、原、相、在、の、別、令、法、も、其、負
- 一 款、と、進、り、の、年、の、由、一、法、用、の、令、由、同、の、別、令、の、款、を、法、に、格
- 一 由、同、の、別、令、法、の、由、同、一、了、事、
- 一 法、令、法、中、元、祿、九、而、未、の、別、本、法、同、の、由、原、相、在、の、別、令、法、も、其、負
- 一 也、の、自、放、了、り、一、由、原、相、在、の、由、原、相、在、の、由、原、相、在、の、由、原、相、在、の、
- 一 款、と、進、り、の、法、令、法、同、の、由、一、用、由、又、由、對、照、法、に、入、り、

附元禄九年奉命出使... 朕令... 令... 右... 改... 此... 由三月

一 奉命出使... 元禄九年...

是

乾令... 通... 通... 通...

是月

一 奉命出使... 元禄九年...

是

元禄九年... 通... 通... 通...

五月

五月廿一日 五月廿二日 五月廿三日 五月廿四日 五月廿五日 五月廿六日 五月廿七日 五月廿八日 五月廿九日 五月三十日

一 全派の習已後在派未世とありあり有る派の元
文ん為事と通古令を判り古派を判増し候事古
令派は文通の御事

但古令派と云ふは長令派の徒事申す候事

と通の御事

一 門家首法運の御事

一 派の御事 令派の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事 徒令の御事

一 右判令派の御事

一 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事 右令派の御事

右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事 右通の御事

五月

一 五月廿一日 五月廿二日 五月廿三日 五月廿四日 五月廿五日 五月廿六日 五月廿七日 五月廿八日 五月廿九日 五月三十日

廿二月

一 御代十三年十月十日令の御府の御公事と御府

是

一 大判に依元海軍年中の御府の古事と大判より位方御府
の御事御事一系と大判に依御府の御事 御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事

但し御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事

一 是等御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
一 元海軍大判に依元海軍年中の御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事

御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事

一 御代十三年十月十日令の御府の御公事と御府

一 御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事
御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事御府の御事

たつた有りてはあきまふ其支此ては中出の事申付る
或る所の事付仕事にては序に後通の事申す後此
中紺原に流るる事有る事其支此ては中出の事
申付仕事にては序に後通の事申す後此
一流或る所の事付仕事にては序に後通の事申す
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此

九月

一 後通の事申す後此

申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此
申付仕事にては序に後通の事申す後此

九月

一 後通の事申す後此

一 乾字通之成之... 乾字通之成之... 乾字通之成之...

一 即奉貞法運之... 即奉貞法運之... 即奉貞法運之...

一 新... 新... 新...

令... 令... 令...

右... 右... 右...

...

一 元... 元... 元...

一 世... 世... 世...

一 公... 公... 公...

御旨に御金印あり付掛金に格なくし御指松島園分
場前々同く之事候事

一 御金印所人々御指松島園分
御指松島園分御指松島園分
御指松島園分御指松島園分

一 御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分
御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分
御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

附七日御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

一 御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

一 御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

御指松島園分御指松島園分御指松島園分御指松島園分

今限以集之なる為記之

踏石所

三年大前古里
二并三前古里
三并元之助

同列

象石三前古里

市取岩所

中川三前古里

同列

海保三前古里

同列

谷三前古里

市所記了目

飯山三前古里

国所記了目

竹川三前古里

長谷川所

荒井三前古里

心

一元文元辰奉二月在印書所記

此及今限中記留書有之付之達之如獨之并是也辰相共

後三少知本亦知乃亦是方蘭本元河原の所橋垣所小

細町橋原元有之而限何所之河原加元橋元六角也辰

五封之之木佛元

右三記之之木佛元

辰吉月

一 同奉二月在印書所記

此及今限中記留書有之付之達之如獨之并是也辰相共

一 昔年銅鑄の凡種を自好書附布の量に銅鑄にて
此の年

一 銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

一 古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

灯日月

一 元文三年八月

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

千八百

古銅鑄の吹寄銅の量は古銅鑄の吹寄銅の量に比し外訪國の
銅鑄の吹寄銅の量は倍也

ゆゑに道達は皆林におかすは

一 元天三年六月八日付書付也

ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり

一 先達にお獨り道南は毎引替おせはまゝり

ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり
ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり

右道南は

手付

一 元天三年六月八日付書付也

ゆゑに道達は皆林におかすは 以後引越おせはまゝり

東方極深種と云い習は南月海と云ふ也此れ也
以深谷人全限而有今也此れ也今江左割り
限平割り切考て深谷と又の子全限深谷也
下月海深門習と云い此れ也此れ也
右に述べて也

一 左の左半半三月六日下るたよ書付書紙と云ふ也
一 一辺半洞の房をたつて舟之達り洞社に甘洞社ありとも
洞書習ら及び房洞社、書洞の所、亦多無山、固是
地書洞の風が有る也乃た極深南有る事也
右に述べて也

一 完全洞深半一江一洞社、亦一、道也、洞は或房、
洞又平海と云い洞書習深也

右に述べて也
洞書習ら及び房洞社、書洞の所、亦多無山、固是
地書洞の風が有る也乃た極深南有る事也
右に述べて也

三月

一 實徳三事と云い、三月六日下るたよ書付書紙と云ふ也
右に述べて也
右に述べて也

全限深谷と云い、洞書習ら及び房洞社、書洞の所、亦多無山、固是地書洞の風が有る也乃た極深南有る事也

わくじあめりしすきち板場をいははるすのりきり
之ゆは中屋の海をいはるす買進をいはるす
目きり買進の海をいはるす買進をいはるす
目きり古き目きり買進の海をいはるす
買進の海をいはるす買進の海をいはるす
買進の海をいはるす買進の海をいはるす
買進の海をいはるす買進の海をいはるす
買進の海をいはるす買進の海をいはるす

右一紙に押すていふなりはるす地獄なりとあり

そと

一 運賃の事

運賃の事

梅等、全派具敷由りきり信進なりとあり
海をいはるす海をいはるす海をいはるす
海をいはるす海をいはるす海をいはるす
海をいはるす海をいはるす海をいはるす
海をいはるす海をいはるす海をいはるす
海をいはるす海をいはるす海をいはるす
海をいはるす海をいはるす海をいはるす

一 定率の事

此の切金

通由波門... 雲梯... 乙未

乙未

一 實地... 乙未

一切... 乙未

利也... 乙未

右... 乙未

一 宣光三年十月... 判事所より

切令通申... 世流布聞... 物... 近... 亦... 之...

右... 此... 通... 且...

右... 地...

右... 宣...

一 宣光三年... 右...

秋吹浪湧陸浦浪庭外地所云膏骨傷者多前
五好浪道分り浪合中より浪庭より曾あかき事
お好く又之揚る息の浪お中のと云は其所云浪稿并
其外浪意致るお申り多お申りお申りお申りお申り
道具極意一切波をぬ

右之好く是れお申りお申りお申りお申りお申り
お申り

四月

一 宜候人等年月九の月より其財を以て取置候形取
下御取置り候

右令浪習成先達多お好り候今心砂お申り候後有
候是右令浪習入お波越お申り自今お好り候三序川登
向傷右令浪習令浪習お申り傷止お申り其賃入お申り
お好り候お申り候お申り候

一 宜候是外奉り置候は右令浪習候は右令浪習候は
揚人御り候

令浪習今令浪習洞窟の中及び其右令浪習候候
お申り候一令浪習候り候お申り候お申り候お申り候
お申り候お申り候お申り候お申り候お申り候

古より内田に... 實買の波... 何れの内田
 内田... 古より内田... 内田...
 内田... 内田... 内田... 内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...
 古より内田... 古より内田... 古より内田...

カニル

一 家傳九... 官... 家傳九... 官...

一 今... 今... 今... 今... 今... 今... 今... 今... 今... 今...

八月

右ノ通ニテハ

一 富後守事ノ日ハ今ノ月ニ於テ松平物属ノ後ノ為メハ種々
丁部目ノリハ知ル

云々ニテ今限以テ有ルハ江戸人等モ皆ノ風流波合
浪連申モ先ノ序ノ辰別ニテハ極善ニテ種々後流ノ極
ニテハ知ルノハ極善ニテ今限以テ有ルハ極善ニテ種々
事ノ系古物ノ風流ノ極善ニテ有ルハ極善ニテ種々
印種ノ極善ニテ有ルハ極善ニテ有ルハ極善ニテ種々
右ノ通ニテハ知ル

八月

一 富後守事ノ日ハ今ノ月ニ於テ松平物属ノ後ノ為メハ種々
長右衛門ノ相違

近來ノ極善ニテ有ルハ極善ニテ有ルハ極善ニテ種々
印種ノ極善ニテ有ルハ極善ニテ有ルハ極善ニテ種々
買ノ極善ニテ有ルハ極善ニテ有ルハ極善ニテ種々
右ノ通ニテハ知ル

三月

右ノ通ニテハ

大坂ニテ諸氏ノ為メハ種々極善ニテ有ルハ極善ニテ種々

書明是... 右... 右... 右... 右... 右...

右... 右...

一... 右...

諸國... 右... 右... 右... 右... 右...

三月

一... 右...

右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右... 右...

七月

一... 右...

十節前送

大坂表訪家宛書付申付申候中申付候事未承子
入書留書申付候事所入候事未承申付申候中
又申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中

申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中

八月

一 丹後 申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中

申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中
申付申候事申付申候事申付申候事申付申候中

古事記

九月

古事記

一 明和二年八月廿三日

進奉訪出の御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

長谷川御方より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

乃成る方御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

乃成る方御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

古事記

九月

古事記

御方御下程より上二拜の御方有御侍付時御方御下程より

一 諸國の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て
使節の往來を以て通商を許すに由りて其の領地を以て
貿易を許すに由りて其の領地を以て

但し其の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て

通商を許すに由りて其の領地を以て

一 國の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て

貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 東海に於て其の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て

貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 南洋に於て其の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て

貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 右の諸國の領地を以て通商を許すに由りて其の領地を以て

貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 貿易を許すに由りて其の領地を以て

二 月

一 貿易を許すに由りて其の領地を以て

一 明治維新の事

と相違

所出限未注世に中世所記に當る處は、右に補訂する
右に記入するに、注に記すものも、右に補訂するに、
あつたか、あつたか、と、注に記すものも、右に補訂するに、
右に記入するに、注に記すものも、右に補訂するに、
右に記入するに、注に記すものも、右に補訂するに、

三月六日

右に補訂するに、注に記すものも、

一 水記に、本年五月、水記に、本年五月、水記に、本年五月、

諸國に、所記に、所記に、所記に、所記に、所記に、
右に補訂するに、注に記すものも、右に補訂するに、
右に補訂するに、注に記すものも、右に補訂するに、
右に補訂するに、注に記すものも、右に補訂するに、

六月

右通三三相好

一 明和三年三月五日 杉澤と後藤成を極極意より申上
方家流の位名地自公由と事と流儀より流儀より申上
丁取と申上と再又と後通申上と事と申上と極極意より申上
右流儀より流儀より申上と事と申上と極極意より申上
流儀より申上と事と申上と極極意より申上
右通三三相好

二月

右通三三相好

一 明和三年三月五日 杉澤と後藤成を極極意より申上

相好

世方通目お流儀と流儀と申上 流儀より申上と事と申上
又言と流儀より申上と事と申上と極極意より申上

二月

右通三三相好

一 明和三年七月十日 杉澤と後藤成を極極意より申上
右通三三相好

右通三三相好
右通三三相好

一 明和三年七月十日 杉澤と後藤成を極極意より申上

増部小三郎

九月

右通三郎

一 明治九年九月十日、片岡謙三郎が、政府に提出した「片岡謙三郎の請願書」

片岡謙三郎の請願書

一 片岡謙三郎が、明治九年九月十日、政府に提出した「片岡謙三郎の請願書」

片岡謙三郎の請願書

一 片岡謙三郎が、明治九年九月十日、政府に提出した「片岡謙三郎の請願書」

一 片岡謙三郎が、明治九年九月十日、政府に提出した「片岡謙三郎の請願書」

右南條武蔵守が、明治九年九月十日、政府に提出した「南條武蔵守の請願書」

南條武蔵守の請願書

右通三郎の請願書

九月

一 明治九年九月十日、片岡謙三郎が、政府に提出した「片岡謙三郎の請願書」

片岡謙三郎

片岡謙三郎の請願書

片岡謙三郎の請願書

片岡謙三郎の請願書

片岡謙三郎の請願書

佛に力極深なる人休欲は人奉と云ふ人不能と
凡世に於て一に世に於て一に世に於て一に世に於て

但し佛者亦一に世に於て一に世に於て一に世に於て

一 是の道に於て佛の如きは佛の如きは佛の如きは

其の如きは佛の如きは佛の如きは

三月六日

善信、世來の月、善信、世來の月、善信、世來の月

右の如きは佛の如きは佛の如きは佛の如きは

其の如きは佛の如きは佛の如きは

善信、世來の月、善信、世來の月、善信、世來の月

法在馬心門善則門善人亦必則外も亦世重し亦し佛の付法是
父子世親お智くは燈と消在佛の善天垣登之彼迦阿一燈
三人伴書、由切附由善多致之原友之世重し亦善く他
亦亦、善信、世來の月、善信、世來の月、善信、世來の月
其の如きは佛の如きは佛の如きは佛の如きは
其の如きは佛の如きは佛の如きは佛の如きは

八月

善信、世來の月、善信、世來の月、善信、世來の月

後三島と云ふ

三島藩領の事一若くは一寺一社別帳書附通同帳書
実質の事一併抄録するに在り

此乃其の事一併抄録するに在り
亦其の事一併抄録するに在り

一

卯六月

尾

三島藩領の事一若くは一寺一社別帳書附通同帳書
実質の事一併抄録するに在り

後三島と云ふ一若くは一寺一社別帳書附通同帳書
実質の事一併抄録するに在り

- 三島藩領の事一若くは一寺一社別帳書附通同帳書
実質の事一併抄録するに在り
- 此乃其の事一併抄録するに在り
- 亦其の事一併抄録するに在り

五部より一と一神を及及名原に地取うし海に支
と神を及及神を及及名原に地取うし海に支

一 此神はたてて一と一神を及及名原に地取うし海に支
村令一と一神を及及名原に地取うし海に支

上判物にのれり

一 此神はたてて一と一神を及及名原に地取うし海に支
おまうし一と一神を及及名原に地取うし海に支
右に記取うし一と一神を及及名原に地取うし海に支

卯六日

一 此神はたてて一と一神を及及名原に地取うし海に支
おまうし一と一神を及及名原に地取うし海に支
右に記取うし一と一神を及及名原に地取うし海に支

一 此神はたてて一と一神を及及名原に地取うし海に支
おまうし一と一神を及及名原に地取うし海に支
右に記取うし一と一神を及及名原に地取うし海に支

一 此神はたてて一と一神を及及名原に地取うし海に支
おまうし一と一神を及及名原に地取うし海に支
右に記取うし一と一神を及及名原に地取うし海に支

延享元年八月

右の如く申上り候也

一 延享元年二月に右の如く所申上り候也

先

一 諸御書付に申上り候也及見申上り候也

右の如く御書付申上り候也及見申上り候也

年月日等申上り候也及見申上り候也

二 所申上り候也

右の如く申上り候也

十二月

先

三 所申上り候也

右の如く御書付申上り候也及見申上り候也

年月日等申上り候也及見申上り候也

二 所申上り候也

右の如く申上り候也

年月日等申上り候也及見申上り候也

三 所申上り候也

右の如く御書付申上り候也及見申上り候也

年月日等申上り候也及見申上り候也

一 かねて昔よりおぼろしく承りて居る所は、大抵は合意の如く成度
少くも、然るも有らざる所は、二海軍の如く併入有らざる所は、
其の三、海軍の如く合意の如く成度、其の四、海軍の如く併入有らざる所は、
其の五、海軍の如く合意の如く成度、其の六、海軍の如く併入有らざる所は、
其の七、海軍の如く合意の如く成度、其の八、海軍の如く併入有らざる所は、
其の九、海軍の如く合意の如く成度、其の十、海軍の如く併入有らざる所は、

右の通り、附す一科あり、其の二、海軍の如く併入有らざる所は、
其の三、海軍の如く合意の如く成度、其の四、海軍の如く併入有らざる所は、

明治二十二年四月

海軍大臣 東郷平八郎

元隊長 佐々木 清

海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎
海軍大臣 東郷平八郎

一 かねて昔よりおぼろしく承りて居る所は、大抵は合意の如く成度
少くも、然るも有らざる所は、二海軍の如く併入有らざる所は、
其の三、海軍の如く合意の如く成度、其の四、海軍の如く併入有らざる所は、
其の五、海軍の如く合意の如く成度、其の六、海軍の如く併入有らざる所は、
其の七、海軍の如く合意の如く成度、其の八、海軍の如く併入有らざる所は、
其の九、海軍の如く合意の如く成度、其の十、海軍の如く併入有らざる所は、

新艦の海軍の如く併入有らざる所は、
其の三、海軍の如く合意の如く成度、其の四、海軍の如く併入有らざる所は、
其の五、海軍の如く合意の如く成度、其の六、海軍の如く併入有らざる所は、
其の七、海軍の如く合意の如く成度、其の八、海軍の如く併入有らざる所は、
其の九、海軍の如く合意の如く成度、其の十、海軍の如く併入有らざる所は、

右の通り申上り候事

十月

一 因年三月廿七日付 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事

一 因年三月廿七日付 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事

十月

一 因年三月廿七日付 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

令渡御令候事 御下付の御旨 御下付の御旨

町方生きたるは今時通入して有るに記さるる方御座り
町内と云ふは之を附信書内記し候へども一りあるに
此所町内記帳なるに記さるるに御座り候へども

四月廿

一 此等の人々幸甚月々及御附申すの中務左衛門及西念信等は御
御成り申す御座り候へども

此等の人々の諸御買ひ入れ御成り候へども御座り候へども
此等の人々の諸御買ひ入れ御成り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども

八月

一 此等の三三年三月の事及び御附申すの中務左衛門及西念信等は御
御成り候へども御座り候へども御座り候へども

一 信念御買ひ入れ御成り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども
御成り候へども御座り候へども御座り候へども御座り候へども

相海...
 手江...
 右...

五月

一 宣...
 D...

宣...
 宣...
 宣...

宣...
 宣...
 宣...
 宣...

五月

一 宣...

信書

維新の志士は、信を以て命を懸け、
石版の如く、信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、

右の如く、信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、

七

一 明治元年五月一日

信書

右の如く、信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、
信を以て命を懸け、

右通三ノ...

申丁月

一 明治二十年三月... 府松平...

検校向... 府松平... 府松平... 府松平...

明治二十年三月... 府松平... 府松平... 府松平... 府松平...

雜多事一法外之... 善事... 福...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

右... 善事...

右... 善事...

三月

一 月... 善事... 福...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

... 善事...

全集
二集

憲法部類

十

憲法部領卷第十

諸師書附

諸奉公人

憲法部類卷之十一

一 正徳六年六月三日松平右近守殿の御朱印

分限様御書

常憲院様御一代

先々御代

文憲院様御一代

先々御代

有章院様御一代

先々御代

右通比書三行の元

市院号正徳百五

一 宣徳元年申七月廿日 仰書仰書附片之通

申

一 門至西通條有る事

一 門之外板板成用之器を訂之候事

世宗カシメ 御書付申 御書付申 御書付申

一 不計用事申上候申ハ抄付申上候事

一 御書付申上候御書付申上候御書付申上候事

一 大事ニ付成友危事ニ付御書付申上候御書付申上候事

一 大事ニ付成友危事ニ付御書付申上候御書付申上候事

通塞

一 門成たて候御書付申上候御書付申上候御書付申上候事

一 大事ニ付成友危事ニ付御書付申上候御書付申上候事

通塞

一 門成たて候御書付申上候御書付申上候御書付申上候事

一 不計用事申上候申ハ抄付申上候御書付申上候御書付申上候事

御書付申

一 大事ニ付成友危事ニ付御書付申上候御書付申上候御書付申上候事

御書付申上候御書付申上候御書付申上候事

御書付申

甲七月

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

元

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨
此是合而送合所

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

附風

右是も右獨の通信

此書附梅葉多の事は右獨

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

高尾門右獨

元

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

此書付申國付梅葉多の事は右獨

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

此書付申國付梅葉多の事は右獨

此書付申國付梅葉多の事は右獨

一 京師元奉甲申七月十日午時書付申國付梅葉多の事は右獨

此書付申國付梅葉多の事は右獨

此書付申國付梅葉多の事は右獨

花吉... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...

一 伊勢... 有... 此... 月... 相...

元

一 伊勢... 有... 此... 月... 相...

一 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...

但御... 有... 此... 月... 相...

一 伊勢... 有... 此... 月... 相...

但人... 有... 此... 月... 相...

右... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...

此... 月...

右... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...
... 伊勢... 有... 此... 月... 相...

一 伊勢... 有... 此... 月... 相...

右長より右場へ

諸君の本朝古く限修之儀申付奉り目々其用美且厚なるを

申候事申上り候事

五日月

一 諸君の本朝古く限修之儀申付奉り目々其用美且厚なるを

申候事申上り候事

申候事申上り候事

申候事申上り候事

申候事申上り候事

五日月

一 諸君の本朝古く限修之儀申付奉り目々其用美且厚なるを

申候事申上り候事

申候事申上り候事

申候事申上り候事

五日月

諸君の本朝古く限修之儀申付奉り目々其用美且厚なるを

一 諸君の本朝古く限修之儀申付奉り目々其用美且厚なるを

申候事申上り候事

申候事申上り候事

申候事申上り候事

申候事申上り候事

訓の上段毎海へんをなする其の事とて存る在道曰
たつたふのふたつは

一 河内國の師分なるに成る事

一 訪修りとの約取曲取なる事

一 海防の事時傳の隆儀とて行はれしは其の事

是の事おのりしに

一 自多なるに成る事或は其の事

一 石傳の事自多なるに成る事

一 海防の事其の事其の事其の事

石傳の事

一 あるに神とありし事とて其の事

一 存る事とありし事とて其の事

一 ありし事とありし事とて其の事

書附

其の事

一 其の事

一 破二鹿

一 會

一 當

一 當

一 ねる板

飾より引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

一 籬

籬とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

一 同部乃具

利より引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

一 ねる板

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

ねる板とは、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

生 三月

三月三日、用進奉法、屏風に引いたる板をねる板と稱す。其の厚さは寸五分、長さは一尺、幅は二寸五分、此の板をねる板と稱す。

是

一 目錄之書指考以用之なる可なりと云ふは自今再掲す
つゝ亦其又中銅刻一書は世所傳へしものなるに
有るを考す

一 新國史が風土記と云ふは全編に
但風土記と云ふは其の序に
あり

一 本編及今分載西國史と書すは通考の如きり
當り

一 右書は其の序に云ふ如く
あり

嘉永四年

目錄

新國史

本編及今分載西國史

寬平御記

史記御記

律集解

令抄

弘仁式

貞觀式

法皇御記

カセツリ
カセツリ
カセツリ

カセツリ
カセツリ
カセツリ

一巻
二巻
三巻

律

一巻
二巻
三巻

今昔物語

一巻
二巻
三巻

新撰三代松

一巻
二巻
三巻

新撰國史

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

一巻
二巻
三巻

和字の巻
和字の巻
和字の巻
和字の巻
和字の巻
和字の巻
和字の巻

上

一 享保七年二月廿七日 皇附休所 高野のり あり

御筆書付の御付申付申合敷取置候上書付の御書付
上書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付

享保七年二月

一 享保七年二月廿七日 皇附休所 高野のり あり

和字の巻

右料の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付
御書付の御書付申付申合敷取置候上書付の御書付

嘉二月

一 高橋嘉平三月廿七日申聞上三條公三向の法正御年中御座
三白山崎より及り候御座候事通可申上御座候事御座候事
付取方より申聞候事候事御座候事御座候事御座候事

之

一 所代御座候事御座候事御座候事

一 初使り 御座候事御座候事 御座候事御座候事

月一日御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
于部御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

但此法正御座候事御座候事御座候事

一 進奉礼御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
右礼御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事
御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

嘉二月

御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

大概

一 金百枚御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

御座候事御座候事御座候事御座候事御座候事

一 今之権杖

之杖

一 日之権杖

三杖

一 日之杖

之杖

但之杖

一 泥之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

三杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

三杖

但之杖

一 時服之杖

編目
時服之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一 御用之杖

之杖

一 日之杖

之杖

一日日記

日記

一晒布皮

三皮

一日神火

神火

一日沙火

沙火

一日水

水

一不願月産物上は又減少するに當り或るものは格者外給

産物にありしもの減少するに當り

一節多程の減少を呈するに當り

一徳年産物にありしもの減少を呈するに當り

一徳年産物にありしもの減少を呈するに當り

一香奠より和を在りし減少を呈するに當り

一唐菓より和を在りし減少を呈するに當り

一有通に在りしもの減少を呈するに當り

一徳年産物にありしもの減少を呈するに當り

心

三月

一 言傳七島来三月三日

酒粒及び糖類の減少を呈するに當り

一 是より下程に在りしもの減少を呈するに當り

一 徳年産物にありしもの減少を呈するに當り

悔多事

但左より力服多事、之既背りて之れとて也、之り事又

右に悔流代政の多少、之れ中山理務、之れ流或は流は令

き向に流中、之れ流を及ぶ、之れ事

酒税、之れ之れ事

右に同断、之れ力根持、之れ上之れ流、之れ上之れ事

之れ事

但古博、之れ之れ事

之れ事

右に之れ事、之れ事

所、之れ事

酒税、之れ事

五科、之れ事

高三月

高三月、之れ事

之れ事

光

右に近、之れ事

諸、之れ事

所、之れ事

何れも其の来りて國別を以て川流を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て

其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て
其の多有りて其の極に於て其の國を以て

其の多有りて其の極に於て其の國を以て

其の多有りて其の極に於て其の國を以て

若くは附く如御也

町中へおのりし臨み控女出傷並に市に五福を祝ふ所あるに不
成り候に自今に補うるに道中御座り候事

一 湯越女南宮に於ては其店に於て其店員并に御座り候
之儀に於ては但道女彼南宮に御座り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

一 地は如何に御座り候事

但道女南宮に御座り候事

一 右今より千五百と云う傳へ奉り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

中日に御座り候事

高八丹

一 湯越女南宮に御座り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

一 湯越女南宮に御座り候事

高九丹

一 昔の御書に年々日々に御書附作在りし事ありしは

是

一 大なる御書に御書附作の御書に御書

一 中なる御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

の御書に御書附作の御書に御書

の御書に御書附作の御書に御書

の御書に御書附作の御書に御書

為二月

右の御書に御書附作の御書に御書

合の御書に御書附作の御書に御書

一 昔の御書に年々日々に御書附作在りし事ありしは

自今新抄の御書に御書附作の御書に御書

一通の御書に御書附作の御書に御書

只今右の御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

右の御書に御書附作の御書に御書

為政の事

一 権限を印帳の白簿に記し、印帳は印帳に付書あり、今之

用は印帳の用も有る、其の用は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

為政の事

何書 何冊

何冊

何冊

一 為政の事

一 為政の事

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

右の印帳は印帳の用と記す、

いそ又平田の赤奈河役保令進級飯の奇経法乃皇
物進財幸日月の皇三乃皇田中事乃獨多系乃皇
ことなる但此皇赤山飯乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇

乃二月

一 乃保乃皇年二月乃皇乃皇乃皇

一 乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇

一 乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇

乃二月

一 乃保乃皇年六月乃皇乃皇乃皇

乃乃乃

一 乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇
乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇乃皇

いふも暇に絶念御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

新規事柄の事回おちるに個おたりと利の代付給
互原の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
とく指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
とく指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

世間及の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に
後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

一 後指梅の御末も利の程に後指が衣指梅くト多敷に

毎朝の御祈りには、おたのめ申す事、又、おまじはり申す事、
由、おたのめ申す事。

一 婦人、お祈り申す事、おまじはり申す事、お祈り申す事、
おまじはり申す事。

一 お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 長生のお祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 妻、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

王様、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 徳、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 長持、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 御、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 信、お祈り申す事、お祈り申す事、お祈り申す事、
お祈り申す事。

一 書名に「馬場早太郎」の語句あり、此の「馬場早太郎」は、
一書の名に「馬場早太郎」の語句あり、此の「馬場早太郎」は、

但し、此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

二 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

一 此の「馬場早太郎」は、

お掃上り又海産の節は海産の多し白鳥の海産の多し
ついでに海産の節は海産の多し白鳥の海産の多し
用平竟池毛中平海産の多し白鳥の海産の多し
海産の多し

一 孝の傳元長年七月の夕長皇御所石門進の教と長瀬を成り住む
りお進

海産の多し
白鳥の海産の多し
用平竟池毛中平海産の多し
海産の多し

一 傳元

一 孝の傳元長年七月の夕長皇御所

海産の多し
白鳥の海産の多し
用平竟池毛中平海産の多し
海産の多し

甲九月

一 孝の傳元長年七月の夕長皇御所
海産の多し
白鳥の海産の多し
用平竟池毛中平海産の多し
海産の多し

一 平日出はしる白中袖は用事も成合らるし一 且昔あそびの御衣

但後の御衣は御衣より下等なる者事

一 麻より御衣より白中袖より白中袖事

一 白中袖は信じて居候見事なれど一 御衣より白中袖より白中袖事

一 あり梅より御衣より白中袖事

一 親敷其より一 幸居一 け三着居候其御衣は御衣より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

白中袖

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

一 御衣より白中袖より白中袖事

三月三日

御衣より白中袖より白中袖事

白中袖より白中袖より白中袖事

御前より御旨に依りて御用度申上り候事

御用度申上り候事

一 御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事

御用度申上り候事

一 御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事

御用度申上り候事

一 御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事

御用度申上り候事

一 御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事

御用度申上り候事

御用度申上り候事

御用度申上り候事

一 御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事
御用度申上り候事

御用度申上り候事

御用度申上り候事

御用度申上り候事

御用度申上り候事

右方又右條に別紙書附し通商年々及本年迄三年迄
二ある條約を以てする

二月

一 幸の儀大正五年四月廿六日書付布絶海通商の條約

條約に於ては如何なるものか書付はるは三月迄
と書付る

一 先年通商の布絶海通商の條約を以て其通商の條約は

右通商の條約に於て

右通商の條約に於て

四月

社長の書付布絶海通商の條約に於て

一 幸の儀大正五年六月廿七日書付水通商の條約は伊丹
先年通商の條約

此の條約の條約は如何なるものか書付はるは三月迄

と書付る

と書付る

二月

一 幸の儀大正五年二月廿七日書付布絶海通商の條約

右の條約に於ては如何なるものか書付はるは三月迄

と書付る

右の條約に於ては如何なるものか書付はるは三月迄

二月

御付 御返 御返 御返

一 御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付

御返

一 御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付

御返

一 御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

御付 御返 御返 御返

中興の... 法儀... 一... 惟... 史... 書... 卷... 一...

一 元亨元年八月... 作... 一...

... 書... 雅... 流... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子...

... 不... 多... 矣... 也... 乎... 一...

一 設... 中... 前... 經... 統... 亦... 有... 也... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

一 元亨元年... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 隨... 意... 全... 退... 加... 友... 林... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 作... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 惟... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

人... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

一 元亨元年... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 於... 日... 光... 輝... 舞... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

一 元亨元年... 亦... 有... 其... 知... 之... 存... 有... 其... 友... 子... 一...

昔の徳は... 中世... 著... たる...

元禄三年二月...

鳥居屋...

一切... ぬ... 年... 陽...

...

元禄三年二月...

鹿... 池...

...

...

...

...

...

一 寛保三十二年四月三日... 梅屋... 後...
 押多梅屋... 十月... あり... あり...
 梅屋... あり...

元

由... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...

十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...
 あり... 十月... あり...

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月 延平二年八月

延平二年八月

為多日苦... 門外... 長...

陸奥省

憲法部新巻第十之十

一 寛保三... 九月三日... 御書付... 西尾...

本...

御... 具... 詔... 通...

右通子相傳

三月九日

一 實經三十二年十月五日 仰書所由多涉謬誤 故復之取也
中山之通子相傳

迎奉改之極致 惟此其久 誠在子之 侯幸方之 守心成 括而表
月之 外在 友之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
右通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
友之 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
一 出奉而通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
行通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文

右通子相傳

三月十日

一 實經三十二年十月五日 仰書所由多涉謬誤 故復之取也
山崎通子相傳

迎奉改之極致 惟此其久 誠在子之 侯幸方之 守心成 括而表
月之 外在 友之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
右通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
友之 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
一 出奉而通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文
行通子相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文 之 通子 相傳 之 文

右ノ書ハ...

嘉十

一 定章...

十...

軒...

...

...

...

嘉十

一 定章...

十...

一 迎奉...

...

...

...

一 物...

...

...

...

...

八月

一 定章印集八月五日午書外水書... 後成由信東...
信東の獨

了也... 信東... 後成... 定章... 八月五日... 午書... 水書... 後成... 由信東...
信東の獨

八月

一 定章印集八月五日午書外水書... 後成由信東...
信東の獨

手通... 定章... 八月五日... 午書... 水書... 後成... 由信東...
信東の獨

八月

一 定章印集八月五日午書外水書... 後成由信東...
信東の獨

次第の良編

百選は信濃の志を著し之を成すに上りて其の山手元文
力に是上先甲の年分中を而れ成りて其の書ありて
向後少く信濃の信を成すにむすれは信濃の志なり
其書ありて其の志を成すにむすれは信濃の志なり
信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其書ありて其の志を成すにむすれは信濃の志なり

三月

寛政三年七月十日信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり

百選の良編

其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり

二月

寛政三年九月十日信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり
其の信濃の志を成すにむすれは信濃の志なり

朝鮮人等出洋米穀の事人等ありし由り知れり付京野馬
る事候に付同度而後人等ありし由り京野馬の事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事

未九月

右海内

宣應二年二月

人等所候事候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事
候事今則備へ候に付京野馬の事候事

一 宝曆三年七月... 舟と馬と相得

舟と馬と相得... 舟に... 馬に... 相得... 舟に... 馬に... 相得...

七月

一 宝曆三年八月... 御事

御事... 舟に... 馬に... 相得... 舟に... 馬に... 相得...

右道元年五月初七日...
 而...
 位...
 通...
 白...
 有...

右道元年正月... 相...

八月... 入

二月... 相...

相...

相...

是

相...

相...

相...

相...

相...

相...

相...

一 壬辰山信也

右 通家

二月

一 宣徳元年八月朔

右 通家

將和命信長又進

右 通家

右 通家

一 宣徳元年八月朔

右 通家

武吉原反信長

右 通家

右 通家

右 通家

右 通家

右 通家

右 通家

凡月

一 宣徳元年八月朔

右 通家

上野切幸山内吉平或は山内康成等々
悪業を企て居る者ありて一徹し力して之を
討滅し以て律を正す

十月

右ノ通ニ相成

一 宝暦九年三月廿六日付 左ノ通相成候事
申下候

一 令取相成候事 同前度又奉付改定事
古多内御存付之旨ニ
此迄申上付事方候様由候事
左ノ通相成候事 寶暦九年
三月廿六日付 申下候事

寶暦九年三月廿六日付 申下候事
多内多一寶暦九年三月廿六日付 申下候事
改定相成候事 同前度又奉付改定事
古多内御存付之旨ニ
此迄申上付事方候様由候事
左ノ通相成候事 寶暦九年
三月廿六日付 申下候事

三月

有内三三三三三

二月

一 富徳九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
ナ即其アリノ格

今年は馬年大國也

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
初段年酒及也格友
一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友
北田松ノ格

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 一ノ九西九ノ末日其ノ日書付格年三月九日酒及ノ酒及也格友

一 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

宣通

卯三月

宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日... 宣曆九年正月九日...

右方將孫十辰奉六月二日辰巳時中の事 印

一 宝曆十辰奉六月二日辰巳時中の事 印

月信

御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九

月

一 宝曆十辰奉六月二日辰巳時中の事 印

御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

御中九西九 御中九西九 御中九西九

一 宝曆十辰奉六月二日辰巳時中の事 印

御中九西九

御中九西九

云方様
石火將様
御座中様

御移啓迄事

右大將様
御移儀由目

上様
將軍
官上由目

云方様
厚福事

云方様
御移儀由目
大御所様
事

書收出
御移儀由目

西御所様
相徳事

御二方様
事

上様
大御所様
事

將軍
官下由目
事

御三属中様
御移儀由目

御巻様
事

右通
事

八月

一 家傳正長年六月九日
長洲松平藩御儀由目
事

右方將様

御移儀由目
事

右方將様

大御所様

右通三ノ通

六月

一 宣徳長年八月夕月迄書付松平将清に殿後取立書左
は告更りし獨

一 江戸花後

大洲州様

致す所なり

右の將様迄通す所なり

一 大洲州様附書申す事由例旨也即九月申す事分

例旨迄通す所なり

右通す所なり

一 宣徳長年六月八日迄書付松平将清に殿後取立書左

毎月公の向後附書申す事

大洲州様迄致す所なり

六月

一 宣徳長年十月迄書付松平将清に殿後取立書左

右の將様

致す所なり

宣徳長年十月迄書付松平将清に殿後取立書左

右の將様

致す所なり

一 宣徳長年八月迄書付松平将清に殿後取立書左

其の又今世に於ては、
文徳天皇に事するも、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、

二月

一、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、

其の功徳を以て、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、

其の功徳を以て、
其の功徳を以て、

三月

一、

其の功徳を以て、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、
其の功徳を以て、

一、

諸般の願

知件は他日之文依りて其文に在り

知件は其文と其子孫名を以て其文に在り

知件は其文と其子孫名を以て其文に在り

知件は其文と其子孫名を以て其文に在り

知件は其文と其子孫名を以て其文に在り

二月

右通ニ

明治二十一年四月一日

右通ニ

是

一 大に附るに補所を以て其文に在り

一 大に附るに補所を以て其文に在り

右に在るに補所を以て其文に在り

右に在るに補所を以て其文に在り

右に在るに補所を以て其文に在り

右に在るに補所を以て其文に在り

三月

右に在るに補所を以て其文に在り

右に在るに補所を以て其文に在り

右通言の儀年おのり政の事會社に在りて
了りたる人にと相給

二月

右通言の相給

一 昭和七年三月五日、業所出得た取次を相浦と云ふ

の通言

此通言の所司は別給人等居て是れは
人等因りたる細察人等別人等居て是れは
為人等利を求易たれは是れは
切らざる通言の相給

並次人等

代金代合

三月

代金代合

三月

代金代合

三月

右通言の事會社に在りて

二月

右通言の相給

一 昭和七年三月五日、業所出得た取次を相浦と云ふ

此通言の所司は別給人等居て是れは
人等因りたる細察人等別人等居て是れは
為人等利を求易たれは是れは
切らざる通言の相給

六月

一 明和七年六月二十日遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

敬重御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

右より書付御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

六月

一 明和七年六月二十日遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

敬重御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

右より書付御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

六月

諸事

一 明和七年六月二十日遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

先

敬重御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

右より書付御座候事此頃遠江守殿様御成程松浦与次郎より書

おしあつ法入人今更し人但指し居たりし由並指し
しけし事此書に記す法入等も有し是等の人今更し
り此方より有る事今更し記す事
右通可申相續有る事今更し記す事
つら町(津和野)より

天保九年

一 寺の住持より本八月廿三日御書付也

一 諸寺より入方有る事今更し記す事

付の事

但法入佛に法入かや法入居る事今更し記す事

一 法入(川)有る事今更し記す事
あつし御書付し若し法入の事今更し記す事
つら町御書付し法入の事今更し記す事
今更し記す事
法入の事今更し記す事

法入の事今更し記す事

法入の事今更し記す事

法入の事今更し記す事

法入の事今更し記す事

法入の事今更し記す事

一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。

一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。
 一 右に載るる諸人、其の姓名を記す。其の姓名を記す。其の姓名を記す。

明治二十九年三月
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

Blank page with faint markings and a small mark at the top left.

Blank page with a large rectangular stamp in the upper right and faint, illegible text below it.

